

広島県告示第千百六十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年十二月二十六日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称 戸坂川左支 二(二六六)	土砂災害警戒区域 の自然現象の種類による原因の発生原 土石流	所在地 広島県広島市東区戸坂山根二丁目地内	所在 地
			土砂災害警戒区域
戸坂川左支 二(二六六)	表区域 示の 次の図のとおり	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
			土砂災害特別警戒区域
戸坂川左支 二(二六六)	土石流	区域の名称 の自然現象の種類による原因の発生原 土石流	土砂災害特別警戒区域
			土砂災害特別警戒区域

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。